富士地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法 (昭和23年7月30日法律第205号) 第30条の14第1項に定める「協議の場」として富士地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。
- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組(地域医療介護総合確保基金事業等)に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に 関する協議

(委員)

- 第3条 調整会議は、静岡県富士保健所長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

- 第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 5 条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県富士保健所長が招集する。

(議事)

- 第6条 議長は会議を主宰する。
- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員の みで開催することができる。

(部会・ワーキンググループの設置)

- 第7条調整会議は、必要に応じて、部会・ワーキンググループを置くことができる。
- 2 部会・ワーキンググループの部会長・座長は、会長が指名する。
- 3 その他部会・ワーキンググループの運営に必要な事項は部会・ワーキンググループの設置要綱において定める。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、静岡県富士保健所医療健康課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成28年5月16日から施行する。
- この要綱は、令和元年7月3日から施行する。